

札幌市立屯田中央中学校 部活動に係る活動方針

1. 部活動の意義

- ・生徒の自主的、自発的な活動により、自らを磨く場とする。
- ・スポーツや芸術文化等の活動に親しむことを通して、豊かな心、健やかな体を育む機会とする。
- ・異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係を構築し、自己肯定感を高める場とする。
- ・スポーツや芸術文化等がもつ様々なよさを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶ機会とする。

2. 開設する部

男女バスケットボール部、女子バレー部、卓球部、野球部、サッカー部、ラグビー部、ソフトテニス部、吹奏楽部、合唱部、美術部

※部の成立・廃止の要件

- ・部の成立は、10名以上の入部希望者と1名以上の指導者を持つことを原則とする。
- ・部の廃止は、指導者が欠け、補助指導者・新指導者が得られない場合に行う。

3. 運営のための体制整備

- ・部活動の運営を部活動顧問にのみ任せることなく、学校組織全体として、全教職員で部活動運営にかかわる体制を構築する。
- ・部活動顧問の会議等を必要に応じて開催し、各部の連携が図られる体制を構築する。
- ・保護者の理解と協力が不可欠であることから、保護者と部活動顧問等と連携、協力しながら活動できる組織体制を整えることに努める。

4. 指導・運営にあたっての留意事項

安全への配慮

- ・部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、活動における事故等の発生時の対応手順について、確認しておく。
- ・専門的知見を有する各教科担当の教師や養護教諭等との連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態及び活動における安全の確保等に関する正しい知識の習得に努める。
- ・熱中症事故の防止のため、生徒が活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察を行うなど、健康管理を徹底する。また、万一熱中症が疑われた場合には、保護者との連携を図りつつ、体温の冷却、病院への搬送等適切な対応を行う。

バランスの取れた活動

- ・部活動にはさまざまな競技力や技術力を持った生徒が集まり、多様な技能レベルや多様なニーズがあることを理解したうえで、部活動に参加するなどの生徒にも、持続可能な活動となるよ

うに配慮した部活動運営を心掛ける。

- ・運動部活動では、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録向上とそれぞれの目標を達成できるようにする。
- ・文化部活動では、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等を親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標が達成できるようにする。

5. 部活動活動基準

- ・少なくとも、月1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定し、行事予定表に明記する。
- ・毎週、土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。
- ・少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- ・通常の活動時間は、平日2時間程度とする。
- ・土日、祝日、長期休業中の活動時間は、3時間程度とする。
- ・練習試合は、過重な活動とならないよう留意し、半日程度で終了するよう設定する。
- ・長期休業期間中には、ある程度長期の休養期間を設ける。
夏休み期間→夏季休校日 冬休み期間→年末年始を含む冬季休校日
- ・大会及び大会前は弾力的な活動を可とする。
 - ・大会が土日連続で開催される場合は、土日連続の活動を認める。
(ただし、休養日を他の日に振り替える。)
 - ・中体連(新人戦を含む)及び全道、全国大会に進む可能性のある大会については、1か月前から土日連続の活動を認める。(ただし、週に1日以上は、平日に休養日を設定する。)
 - ・市内で決着する大会については、2週間前から土日連続の活動を認める。(ただし、週に1日以上は、平日に休養日を設定する。)
 - ・中体連前の平日の活動時間については、1時間程度の延長を認める。

※上記活動基準にある「活動時間」とは、生徒に対し直接、部活動指導を実施する時間を示す。

※部ごとに翌月分の活動予定表を作成し、月末には家庭に配布する。

6. 部活動における自家用車等の使用について

- ・校外で行われる活動や対外試合、各種文化行事等へ生徒を引率する場合は、公共交通機関の利用を原則とするが、次に挙げる場合に限り、自家用車等に生徒を同乗させて使用することができる。ただし、自家用車等の使用について、保護者等へも説明を行い理解を得ることとする。
 - ・地理的条件や交通環境等、公共交通機関の利用が困難であると認められる場合。
 - ・自家用車等の使用によって、効率的な活動ができると認められる場合。